

7. 介護サービス等の供給量の確保について



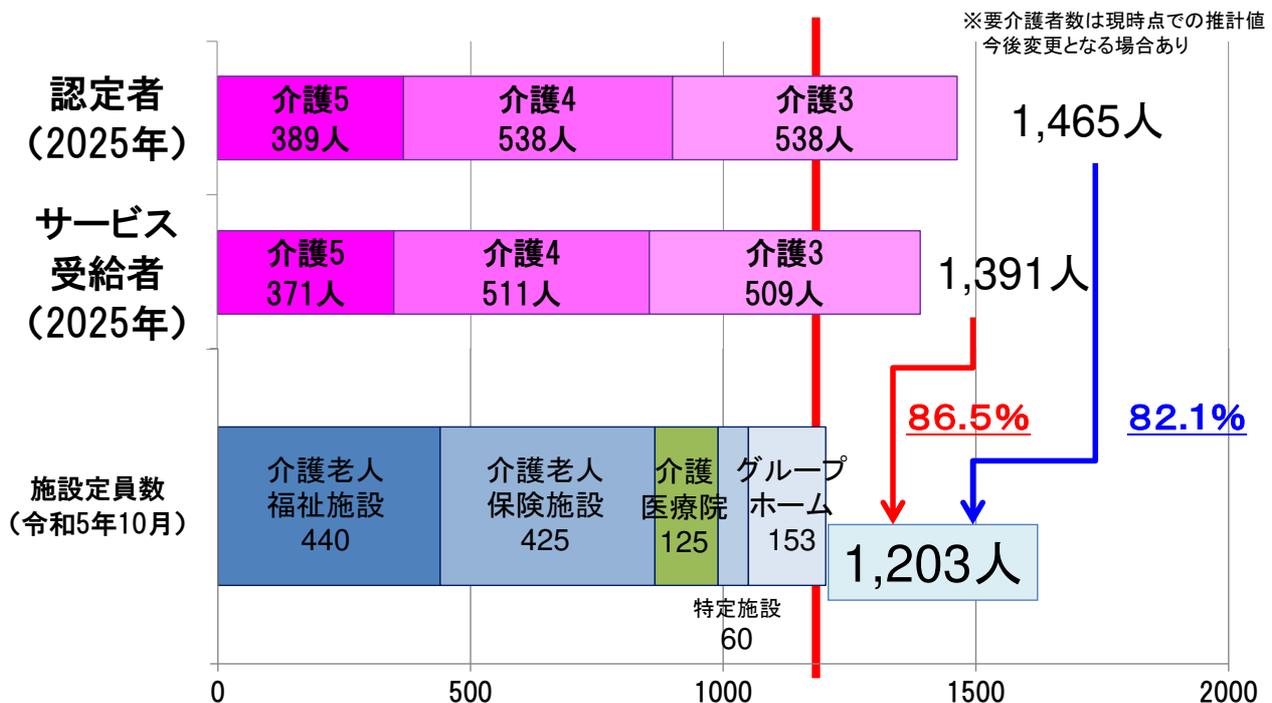
加賀市市民健康部介護福祉課

令和5年10月26日

介護サービス事業所等の サービス供給量の確保について

- 第9期では昨今の介護人材不足などの状況に対応する。
- 必要なサービスの維持・普及を進める。
- 余剰サービスの新規整備の抑制を行う。
- 各サービスごとに維持・普及の確保を目的とした目標を定める。
 - 施設サービス(地域密着型事業所含む)
 - 小規模多機能型居宅介護(サテライト型も含む)・看護小規模多機能型居宅介護
 - 地域密着型事業所
 - 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所含む)
 - 訪問系サービス
 - 複合系サービス(訪問介護及び通所介護)
 - 共生型サービス
 - 介護保険施設の個室ユニット化
 - 介護予防拠点
 - 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム

施設サービスについて(入所系サービスの定員数)



要介護3以上のサービス利用者の約9割をカバーする定員数が既に確保されており、入所系サービスの基盤は充実しています。
第9期計画においては、定員数を増やすことを目的とした施設整備は原則行いませんが、現在休止している定員分のサービス量確保にむけて、人材確保に取り組むほか、整備も含めて検討していきます。

地域密着型事業所について①

小規模多機能型居宅介護の整備について

令和5年 (2023年)	圏域	大聖寺	山代	片山津	橋立	動橋	作見	山中	市全域
	事業所数	3	3	2	1	2	2	2	2
現在の定員数 ①	79	68	54	18	49	50	42	360	360
後期高齢者数	3,457	3,003	1,676	518	1,005	1,232	1,734	12,625	12,625
必要定員数 ②	97	84	47	15	28	35	49	355	355
差引 ①-②	-18	-16	7	3	21	15	-7	5	5

令和22年 (2040年)	圏域	大聖寺	山代	片山津	橋立	動橋	作見	山中	市全域
	事業所数	3	3	2	1	2	2	2	2
現在の定員数 ①	79	68	54	18	49	50	42	360	360
後期高齢者数(※)	3,087	2,558	1,336	458	1,019	1,435	1,251	11,144	11,144
必要定員数 ②	87	72	38	13	29	40	35	314	314
差引 ①-②	-8	-4	16	5	20	10	7	46	46

※現時点での推計値
今後変更となる場合あり

国の示す2025年の小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標
人口1万人規模の日常生活圏域(中学校区)に対し2事業所(≒人口5,000人に対し定員25名の事業所1つ)
※医療・介護制度改革について 社会保障と税の一体改革調査会総会資料より抜粋(H23.11.16)

- ①小規模多機能型居宅介護の利用者の93.3%は後期高齢者(加賀市の令和5年8月提供実績より)
②2025年の後期高齢化率(全国推計)は17.8%
⇒後期高齢者人口890人(5000人×17.8%)に対して定員25名の事業所1つを想定

2023年の時点では、市全域の現在の定員数は必要定員数を上回っています。また、2040年の時点では、現在よりも高齢者人口が減少するため追加の整備は行わない方針です。

地域密着型事業所について②

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設について

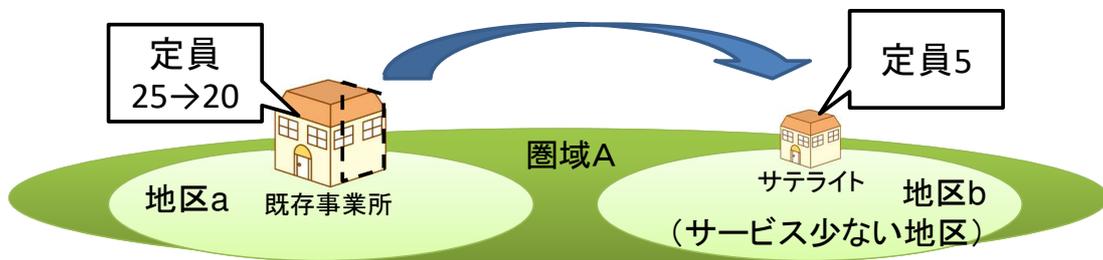
第9期計画においても、十分な入所・入居施設が整備されていることから追加の整備は原則行わない(休止分のサービス量確保や既存施設を移転する整備に向けた検討は行いません。)

既存事業所からの切り出しによる小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

既存の小規模多機能型居宅介護から切り出してサテライト型小規模多機能型居宅介護を整備する場合の条件は以下のとおり。(第8期計画と同様)

- ①本体事業所と同一圏域内で地域密着型サービス等が少ない地区での整備であること
- ②登録定員の合計は原則増加しないこと
定員を増加する場合は圏域内の需給状況により個別に判断
・圏域内の全小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率が高い状態で
圏域内利用者の相当数が圏域外の事業所に登録している場合 など
- ③訪問機能は必須とする
通いを中心としながら訪問機能も確保する。

切り出しのイメージ



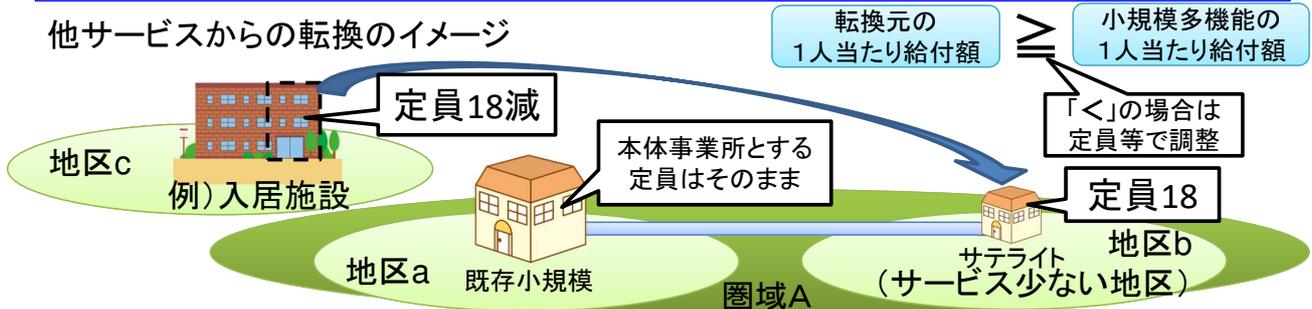
地域密着型事業所について③

他サービス種類の既存事業所の転換又は切り出しによる小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

他サービス種類の既存事業所から切り出してサテライト型小規模多機能型居宅介護を整備する場合の条件は以下のとおり。(第8期計画と同様)

- ① 本体とする小規模多機能型居宅介護事業所と同一圏域内で地域密着型サービス等が少ない地区での整備であること
- ② 保険料への影響を考慮する。
1人当たり給付額が少ないサービスから転換の場合は定員や実利用人数を考慮し保険料の増とならないように配慮する。
- ③ 訪問機能は必須とする
通いを中心としながら訪問機能も確保する。

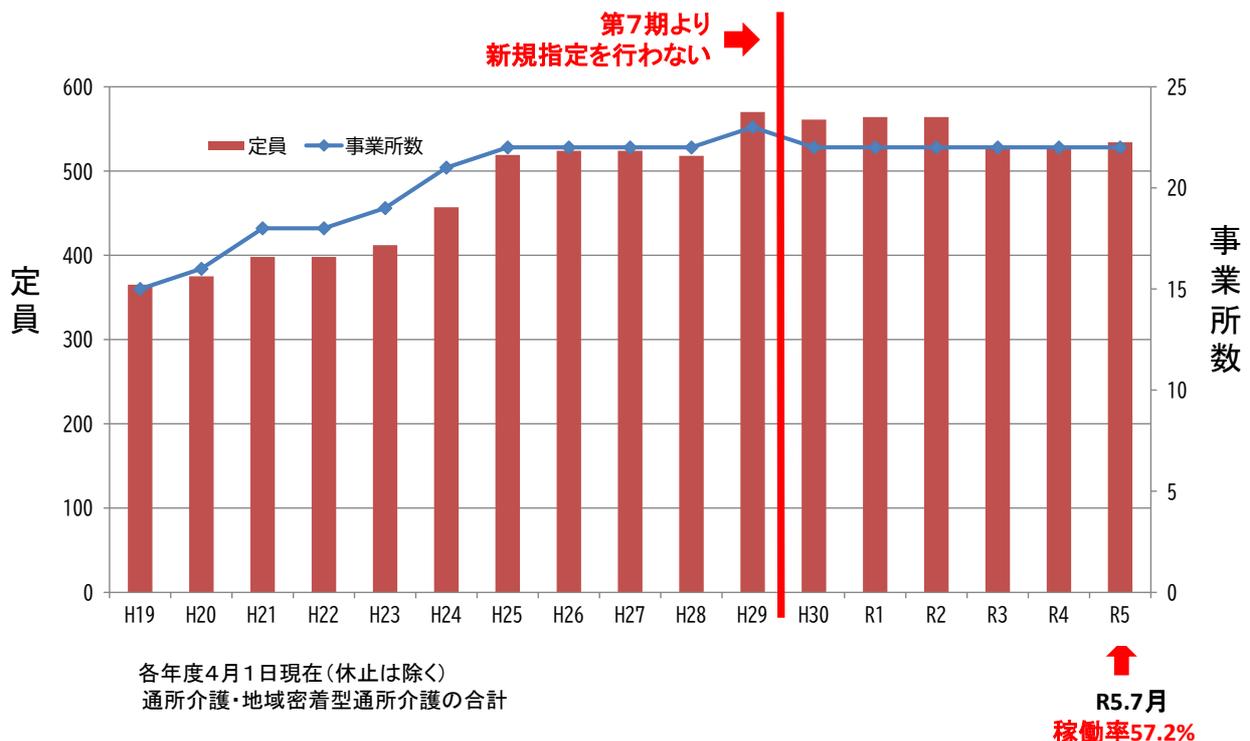
他サービスからの転換のイメージ



既存の小規模多機能型居宅介護事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する場合について

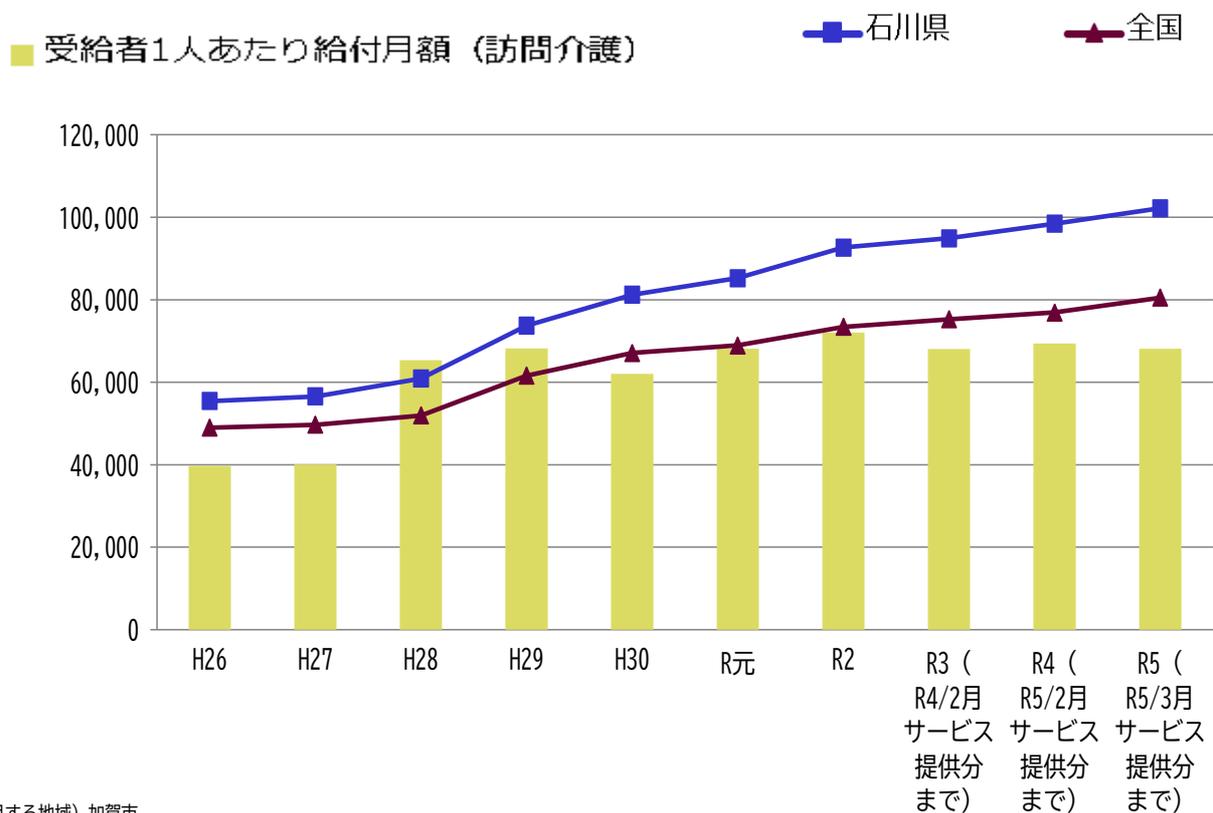
登録している利用者に支障がなく、安定したサービス提供体制が確保できると認められること。(第8期計画と同様)

通所介護事業所について(事業所数と定員数の推移)

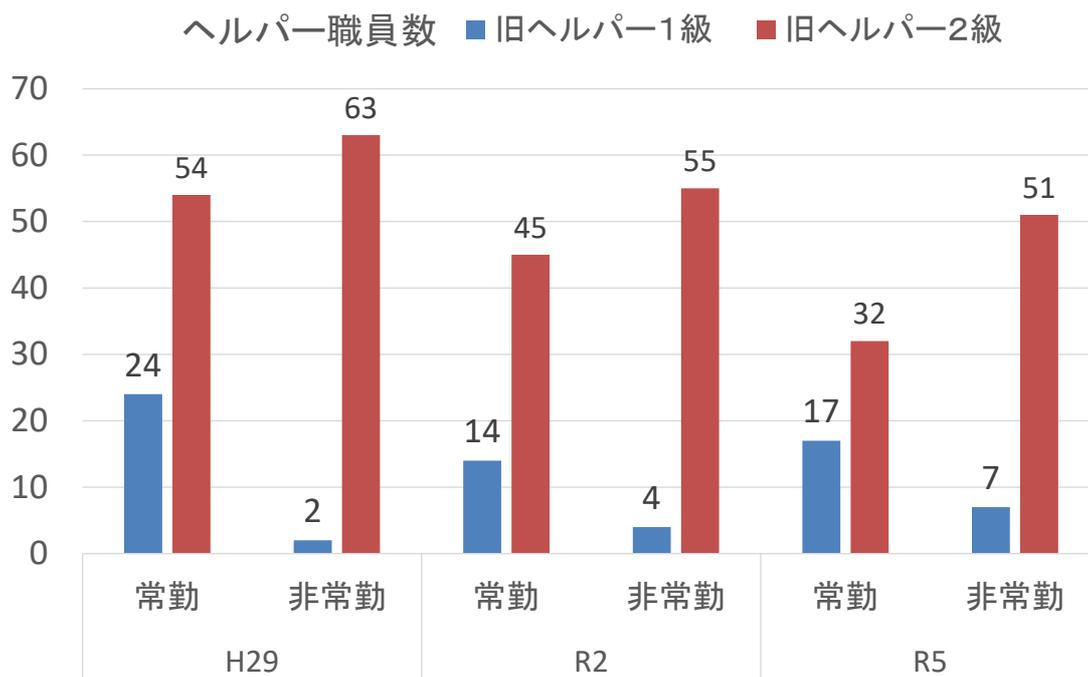


通所介護事業所に過度に利用者が増加することで、他の在宅系サービスの維持・普及が困難となることも想定されるため、第8期までと同様に、第9期では共生型サービスを除いた通所介護事業所の新規の指定申請については、原則として指定を拒否するものとします。

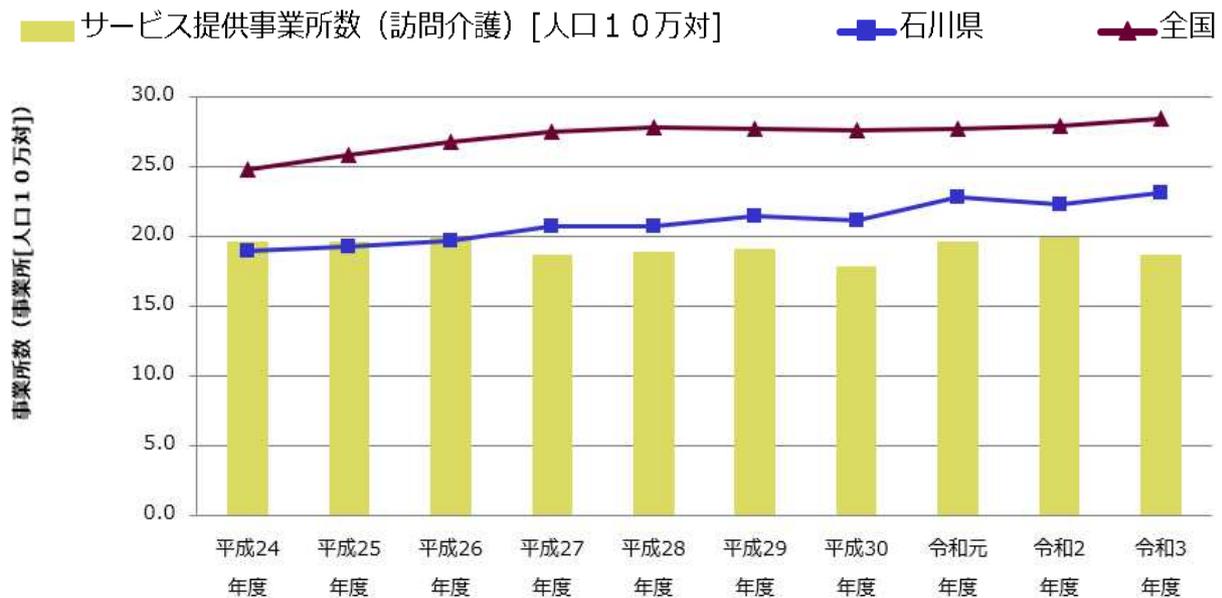
訪問系サービス事業所について(給付費の推移)



訪問系サービス事業所について(ヘルパー職員数の推移)



訪問系サービス事業所について(事業所数の推移)



(注目する地域) 加賀市

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

近年給付費は横ばいであるも、職員数や事業所数が徐々に減少しており、今後においては訪問系サービスの事業量を確保することが困難になることも想定されるため、第9期では、人材配置の効率化の観点から、他の事業所に併設した訪問系サービスの整備を認めるなど、事業者からの提案に応じて整備の検討を行っていきます。

その他の整備について

複合型サービス(訪問介護及び通所介護)

国の制度改正の動向を踏まえた上で、訪問系サービスの事業量確保を図るため、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスについては、事業者からの提案に応じて整備の検討を行います。

共生型サービス

地域共生社会の実現に向けて、既存の障害福祉サービス事業所から共生型サービスの転換については、事業者からの提案に応じて整備の検討を行います。

介護保険施設の個室ユニット化

第8期までと同様に、事業者との協議により今度も既存施設の個室ユニット化を推進します。その際には、施設の小規模分散化により、出来る限り街中での整備を行っていくものとします。事業者から施設の総定員数を増加せずにユニット型施設への転換する意向があった場合には柔軟に対応し、個室ユニット化を推進します。

介護予防拠点

第8期までと同様に、国県の整備交付金が活用できることを前提とし、既存の介護サービス事業所が、改修、増築、移転した場合や、地域住民活動の活性化が期待できる場合には整備を検討するものとします。

高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム

市内には住宅型有料老人ホーム84戸(室)、サービス付き高齢者向け住宅182戸(室)が整備されていますので、加賀市においては充足しているものと考えています。